

「働き方改革関連法案」に関する意見書（案）

厚生労働省は平成29年9月8日に、「残業代ゼロ法案」に時間外労働の上限規制を加え一本化した労働基準法など、8本の法律を一括改正する「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会に諮問した。

法律案要綱に盛り込まれた特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェSSIONナル制度）は、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外としてしまう制度であり、日本の労働法制を根幹から覆すものと言わざるを得ない。

また、時間外労働の上限規制についても、一時的に業務が増加する場合等には、2か月ないし6か月平均で月80時間以内（休日労働を含む。）、月100時間未満（休日労働を含む。）等を上限とすると定めており、過労死ラインを超える時間外労働を公的に容認するものである。

さらに、長時間・過密労働の温床となっている裁量労働制の適用を一部の営業職にまで拡大することで、営業職に広がっている違法状態を合法化しようとしている。

今切実に求められている働き方改革は、時間外労働の上限規制に例外を設けず、週15時間以内、月45時間以内、年360時間以内とする厚生労働大臣告示を法定化すること、終業時刻から次の始業時刻までの間に連続11時間の休息時間を設けること（勤務間インターバル制度）、裁量労働制等の規制を強化すること等である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、「働き方改革関連法案」を成立させないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月 日

東京都議会議長 尾崎大介

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
働き方改革担当大臣

} 宛て